

8 東彼告示第 6 9 号

東彼杵町地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金交付要綱の一部を改正する告示をここに公布する。

令和 8 年 4 月 1 日

東彼杵町長 岡田 伊一郎

東彼杵町地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金交付要綱（令和元年告示第 19 号）新旧対照表

東彼杵町地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金交付要綱（令和元年告示第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
東彼杵町移住支援事業、地方就職学生支援事業補助金交付要綱 （目的） 第 1 条 この要綱は、東彼杵町内の人口減少対策をはじめ地域課題の解決に向け、<u>東京圏から東彼杵町への移住を促進し、かつ、東京圏の大学を卒業する学生の長崎県内企業への就職を支援することにより、地域の担い手確保及び地域振興を図るとともに、東彼杵町への移住・定住を促進することを目的として、予算の定めるところにより、東彼杵町移住支援事業、地方就職学生支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について</u>、東彼杵町補助金等交付規則（平成 16 年 4 月 21 日規則第 22 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （補助対象者） 第 4 条 移住支援金の交付対象者は、東京 23 区に居住若しくは通勤する者、又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。）のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京 23 区内への通勤をしていた者で東彼杵町へ移住し、移住支援金の要件を満たす者の転居に伴う経費等を補助するものであり、申請時において次の第 1 号の要件を満たし、かつ、第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第 6 号の要件を満たす申請者を対象とする。 （1） 移住等に関する要件	東彼杵町地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金交付要綱 （目的） 第 1 条 この要綱は、東彼杵町内の人口減少対策をはじめ地域課題の解決に向け、<u>地域が抱える課題の解決に資する雇用拡充や、UIターン者などによる創業や就業を支援することにより、それらの人財の活動を通じ、</u>地域振興を図るとともに、東彼杵町への移住・定住を促進することを目的として、予算の定めるところにより、東彼杵町地域産業雇用創出チャレンジ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、東彼杵町補助金等交付規則（平成 16 年 4 月 21 日規則第 22 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 （補助対象者） 第 4 条 移住支援金の交付対象者は、東京 23 区に居住若しくは通勤する者 で東彼杵町へ移住し、移住支援金の要件を満たす者の転居に伴う経費等を補助するものであり、申請時において次の第 1 号の要件を満たし、かつ、第 2 号、第 3 号、第 4 号又は第 5 号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては第 6 号の要件を満たす申請者を対象とする。 （1） 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町（政令指定都市を除く。）、及び平成２２年国勢調査から令和２年国勢調査の人口減少が１０％以上の市町をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ通勤をしていた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- ① 住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区への通勤をしていたこと。（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３ヶ月前までを当該１年の起算点とすることができる。）

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。ただし、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第１９号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）、半島振興法（昭和６０年法律第６３号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和４４年法律第７９号）の指定区域を含む市町（政令指定都市を除く。）、及び平成２２年国勢調査から令和２年国勢調査の人口減少が１０％以上の市町をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ通勤をしていた者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

- ① 住民票を移す直前の１０年間のうち、通算５年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区への通勤をしていたこと。（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、住民票を移す３ヶ月前までを当該１年の起算点とすることができる。）

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月26日以降に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後_____1年以内であること。

なお、年度当初の第1回交付決定前であったことにより、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に申請を行うことができなかった場合には、交付決定日から次に示す日数、申請受付を可能とする。

受付日数：当該年度の4月1日から卒業・修了日から1年以内となる日または就業開始日1年となる日の早い方までの日数とする。

- ③ 東彼杵町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 申請者は（第4条の世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。

ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に1

- ① 平成31年4月26日以降に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。

- ③ 東彼杵町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 申請者は（第4条の世帯向けの金額を申請する場合は、申請者を含む世帯員のいずれも）、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。

ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に1

8歳未満の世帯員だった者が5年以上経過し、18歳以上となり、長崎県及び東彼杵町が認める場合を除く。

- ④ その他長崎県又は東彼杵町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

1) 一般の場合

ア 勤務地が長崎県内に所在すること。

イ 就業先が、移住支援事業を実施する長崎県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

ただし、長崎県及び東彼杵町が適当と認める場合はこの限りでない。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合（内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者）

8歳未満の世帯員だった者が5年以上経過し、18歳以上となり、長崎県及び東彼杵町が認める場合を除く。

- ④ その他長崎県又は東彼杵町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

1) 一般の場合

ア 勤務地が長崎県内に所在すること。

イ 就業先が、移住支援事業を実施する長崎県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

ただし、長崎県及び東彼杵町が適当と認める場合はこの限りでない。

エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して3か月以上在職していること。

オ 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記イの求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

カ 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合（内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者）

ア 勤務地が長崎県内に所在すること。

イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週 20 時間以上テレワークを実施すること。

ウ 地域未来交付金（デジタル実装タイプ（デジタル実装型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) ・ (5) (略)

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

ア 勤務地が長崎県内に所在すること。

イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3 か月以上在職していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から 5 年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 移住先でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ、週 20 時間以上テレワークを実施すること。

ウ デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(4) ・ (5) (略)

(6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 申請者を含む 2 人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月26日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金申請時において転入後_____1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の交付の申請)

第6条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書(様式第1号)、移住先の就業先の就業証明書(様式第2—1号又は様式2—2号)及び本人確認書類に加え、第4条第1号の要件を満たし、かつ、同条第2号、同条第3号、同条第4号又は同条第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては同条第6号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

ただし、同条第3号において個人事業主を対象とする場合については以下の書類の追加提出を必要とする。

・業務委託契約書等(テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)

・開業届の写し

・申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可)

(補助対象者)

第13条 地方就職支援金は、東京圏に在住し、東京都内に本部がある大学を卒業する見込みであり、かつ、長崎県内企業に内定し、東彼杵町へ移住する意思がある者の就職活動に要した経費(交通費)を補助

イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月26日以降に転入したこと。

エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、移住支援金申請時において転入後3か月以上1年以内であること。

オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(補助金の交付の申請)

第6条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書(様式第1号)、移住先の就業先の就業証明書(様式第2—1号又は様式2—2号)及び本人確認書類に加え、第4条第1号の要件を満たし、かつ、同条第2号、同条第3号、同条第4号又は同条第5号の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては同条第6号の要件を満たすことを証する書類を町長に提出しなければならない。

(補助対象者)

第13条 地方就職支援金は、東京圏に在住し、東京都内に本部がある大学を卒業する見込みであり、かつ、長崎県内企業に内定し、東彼杵町へ移住する意思がある者の就職活動に要した経費(交通費)を補助

するものであり、申請時において次の第1号及び第2号の要件に該当する者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業・修了していること。

ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

- ② 大学の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 長崎県内に所在する企業に就職したこと。

ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、長崎県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

- ② 交付金の交付決定がされた後であって、長崎県において地方就職学生支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。
- ③ 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。

するものであり、申請時において次の第1号及び第2号の要件に該当する者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 大学又は大学院の卒業・修了年度において、東京都内に本部がある大学等の東京圏内（条件不利地域を除く）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業・修了していること。

ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、在学中（卒業見込み）の場合も対象とする。

- ② 大学の卒業・修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 長崎県内に所在する企業に就職したこと。

ただし、就職活動等にかかる経費（交通費）については、長崎県内に所在する企業に就職することが内定している場合も対象とする。

- ② 交付金の交付決定がされた後であって、長崎県において地方就職学生支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。
- ③ 地方就職学生支援金の申請時において、卒業・修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。

ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

なお、年度当初予算の第1回交付決定前であったことにより、卒業・終了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内に申請を行うことができなかった場合には、交付決定日から次に示す日数、申請受付を可能とする。

受付日数：当該年度の4月1日から卒業・修了日から1年以内となる日または就業開始日1年となる日の早い方までの日数とする。

- ④ 東彼杵町に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に次号の要件を満たす企業等に就職し、地方就職支援金の申請日から1年以上東彼杵町に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他長崎県又は東彼杵町が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

ただし、在学中に就職活動等にかかる経費（交通費）を申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。

- ④ 東彼杵町に、地方就職支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ただし、在学中に交通費を申請する場合は、卒業後に同条同項(2)の要件を満たす企業等に就職し、東彼杵町に移住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他長崎県又は東彼杵町が地方就職支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が長崎県内に所在する企業等に、前号の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- ② 原則、勤務地が長崎県内に所在すること。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。
- ④ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ⑤ 官公庁等（第3セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

ただし、長崎県及び東彼杵町が機関を指定して対象とすることを適当と認める場合はこの限りではない。

- ⑥ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

ただし、長崎県及び市町が適当と認める場合はこの限りでない。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 原則、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

(2) 就業に関する要件

次に掲げるア及びイに該当すること。

ア 就業先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 勤務地が長崎県内に所在する企業等に、同条同項(1)の要件を満たす大学又は大学院を卒業・修了してから1年以内に就職していること。
- ② 勤務地が長崎県内に所在すること。
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業、接待業務受託営業を含む者でないこと。
- ④ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
- ⑤ 官公庁等（第3セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。

ただし、長崎県及び東彼杵町が機関を指定して対象とすることを適当と認める場合はこの限りではない。

- ⑥ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。

ただし、長崎県及び市町が適当と認める場合はこの限りでない。

イ 就業条件等に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。

② 当該地域を中心とした勤務を基本とする採用であること。 ③ <u>東京圏（条件不利地域を除く）への勤務を前提としない採用であること。</u> ④ <u>在学中に就職活動等に係る経費を申請する場合は、これらの条件に該当する社員として採用される予定であること。</u> 様式第1号（第6条関係） （略） 様式第2—2号（第6条関係） （略） 様式第3号（第7条関係） （略）	② 当該地域<u>への勤務地限定型社員としての採用であること。</u> 〔新設〕 〔新設〕 様式第1号（第6条関係） （略） 様式第2—2号（第6条関係） （略） 様式第3号（第7条関係） （略）
--	--

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

年 月 日

東彼杵町長 様

年度 東彼杵町移住支援金交付申請書

東彼杵町補助金等交付規則及び東彼杵町移住支援事業、地方就職学生支援事業補助金交付要綱第 6 条に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性 別	男・女
氏 名		生年月日	年 月 日
住 所	〒 東彼杵町 郷 番地	電話番号	
メールアドレス			

2 移住支援補助金の内容（該当するものに○を付けてください）

単身・世帯の別	単身	世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（申請者は含まない）	人
移住支援金の種類	就業	起業	上記家族の人数のうち 18 歳未満の者の人数	人
	テレワーク	関係人口		

3 各種確認事項（該当するものに○を付けてください）※

7「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する B. 誓約しない
8「長崎県移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する B. 同意しない
申請日から 5 年以上継続して東彼杵町に居住し、かつ、就業・起業を継続する意思について	A. 意思がある B. 意思がない

(起業・就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営 を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない B. 3親等以内の親族に該当する
(テレワークの場合のみ記載) 東彼杵町への移住の意思について	A. 自己の意思である B. 所属からの命令である

4 転出元の住所

住 所	〒
-----	---

5 東京23区への在勤履歴（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）

期間	就業先名称	就業地

6 (テレワークによる移住者のみ記載) 移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週 ・ 月 ・ 年 回程度／行くことはない／その他()

7 移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- (1) 長崎県移住支援事業に関する報告及び立入調査について、長崎県及び東彼杵町から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、東彼杵町移住支援事業、地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - ① 移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

- ② 移住支援金の申請日から3年未満に東彼杵町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ③ （就業の場合のみ）移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ④ 長崎県移住支援事業・マッチング支援事業、創業支援事業実施要領に基づく交付決定を取り消された場合：全額
 - ⑤ 移住支援金の申請日から3年以上5年以内に東彼杵町以外の市区町村に転出した場合：半額
- (3) ②及び⑤について、東彼杵町から県内の他の事業実施市町へ転出した場合は、返還すべき額の4分の1について返還します。

ただし、県内の事業を実施していない市町又は県外の市町に転出した場合は、全額又は半額を返還します。

8 長崎県移住支援事業に係る個人情報の取扱い

長崎県及び東彼杵町は、長崎県移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、長崎県及び東彼杵町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、長崎県及び東彼杵町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

年 月 日

様

東彼杵町長

年度 東彼杵町移住支援金交付決定通知書

東彼杵町補助金等交付規則及び東彼杵町移住支援事業、地方就職学生支援事業補助金交付要綱の規定に基づき、下記のとおり移住支援金を交付することを決定しましたので通知いたします。

移住支援金 円

（備考）

- 1 東彼杵町は、長崎県移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領の規定に基づき、以下の場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・申請日から3年未満に東彼杵町以外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・長崎県移住支援事業、マッチング支援事業及び創業支援事業実施要領に基づく創業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に東彼杵町以外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 東彼杵町は、長崎県移住支援事業、マッチング支援及び創業支援事業実施要領の規定に基づき、長崎県移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

- ・ 移住支援金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・ この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・ 移住支援金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。

管理コード	
-------	--

東彼杵町長 様

所 在 地
事業者名
代表者名
電話番号
担 当 者

就業証明書（移住支援金（テレワーク）の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤 務 者 名	
勤 務 者 住 所 （ 移 住 前 ）	
勤 務 者 住 所 （ 移 住 後 ）	
勤 務 先 部 署 の 所 在 地	
勤務先電話番号	
移 住 の 意 思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
雇 用 形 態	週 20 時間以上のテレワーク従事
交 付 金 に よ る 資 金 提 供	勤務者に地域未来交付金（デジタル実装型）又は、この前歴事業による資金提供をしていない

長崎県移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、長崎県及び東彼杵町の求めに応じて、同県及び同町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。